

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	吉野 恭正
登録番号又は法人番号	78081324
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所所在地	東京都葛飾区新宿5-24-13
処分年月日	令和4年7月29日（理事会決議日）
処分内容（種類）	3ヶ月間の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）
上記処分をした理由	<p>被処分者は自賠償請求の知識がないにもかかわらず依頼を受託し、断るに際しても、依頼者が納得出来る説明が出来なかった事案である。当初預かった金員も最終的には返却したが、依頼人から再三の連絡があったにも拘らずそれを無視し続け、また、返金も会員自身が「返金する振込口座を教えて戴ければ直ちに返金いたします」と意思表示をしたが、実際にはその時点で会員は以前に依頼人からもらったメールにて振込口座を把握しており、また、意思表示をしてから実際に振り込むまでに結局約2年を要した。</p> <p>以上の理由から上記の処分を科す。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> 一 行政書士法第10条（信用または品位を害する行為） 二 行政書士法第11条（依頼に応ずる義務） 三 行政書士法施行規則第8条（依頼の拒否） 四 行政書士法第13条（会則の遵守義務） 五 東京都行政書士会会則第18条第1項（会員の責務等） 六 苦情解決支援委員会設置規則第8条第2項（会員の義務）